職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第１条による一部改正（職員の給与に関する条例（昭和３３年墨田区条例第１９号））

改　正　案	現　　行
（期末手当） 第２６条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１５、６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１５」とあるのは「１００分の５」と、「６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の８０」と、「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４・５　〔略〕 （勤勉手当） 第２７条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、６	〔同左〕 第２６条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の８０」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４・５　〔略〕 〔同左〕 第２７条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１０

月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０を乗じて得た額（第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては、１００分の９５を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０」とあるのは「１００分の３７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」とする。

４～６　〔略〕

付　則

１～８　〔略〕

９　第１２条の２第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「１００分の１８」とあるのは、「１００分の１７」とする。

別表第１　〔別紙のとおり〕

別表第２

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,900	206,300	229,000	232,900
	2	131,900	208,000	230,900	234,700
	3	132,900	209,900	232,800	236,700
	4	133,900	211,800	234,800	238,700
	5	134,900	213,400	236,600	240,600
	6	136,000	215,300	238,400	242,500
	7	137,100	217,100	240,300	244,400
	8	138,200	218,900	242,300	246,400
	9	139,400	220,700	244,200	248,300
	10	140,500	222,600	246,100	250,300
	11	141,600	224,400	248,200	252,400
	12	142,600	226,300	250,300	254,500
	13	143,800	228,000	252,100	256,400

０分の７５（第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては、１００分の９５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の３７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」とする。

４～６　〔略〕

付　則

１～８　〔略〕

９　第１２条の２第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「１００分の１８」とあるのは、「１００分の１６」とする。

別表第１　〔別紙のとおり〕

別表第２

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,900	208,100	231,600	235,500
	2	131,900	209,900	233,500	237,400
	3	132,900	211,800	235,400	239,400
	4	133,900	213,700	237,400	241,400
	5	134,900	215,400	239,300	243,400
	6	136,000	217,300	241,200	245,300
	7	137,100	219,100	243,100	247,200
	8	138,200	221,000	245,100	249,200
	9	139,400	222,800	247,000	251,100
	10	140,500	224,700	249,000	253,200
	11	141,600	226,600	251,100	255,300
	12	142,600	228,500	253,200	257,400
	13	143,800	230,300	255,100	259,400

14	144,900	229,900	254,200	258,500
15	146,000	231,700	256,200	260,600
16	147,000	233,600	258,100	262,700
17	148,300	235,400	260,100	264,500
18	149,600	237,300	262,100	266,600
19	150,800	239,300	264,200	268,700
20	152,100	241,200	266,100	270,600
21	153,400	243,000	268,000	272,700
22	155,100	244,700	270,000	274,700
23	156,700	246,400	272,000	276,900
24	158,400	248,200	274,000	278,900
25	160,000	249,900	276,100	280,800
26	161,500	251,700	278,200	283,000
27	163,000	253,600	280,200	285,200
28	164,400	255,400	282,100	287,300
29	165,900	257,100	284,100	289,500
30	167,500	258,800	286,000	291,600
31	169,000	260,500	287,900	293,700
32	170,500	262,300	290,000	295,700
33	171,900	264,000	291,900	297,700
34	173,400	265,700	293,800	299,800
35	175,000	267,400	295,700	301,900
36	176,500	269,100	297,600	304,000
37	178,200	270,800	299,500	305,800
38	179,800	272,500	301,300	307,900
39	181,600	274,100	303,000	310,000
40	183,400	275,800	304,800	312,100
41	185,200	277,500	306,700	314,000
42	186,800	279,000	308,400	316,000
43	188,600	280,600	310,200	318,100
44	190,400	282,200	311,800	320,100
45	192,100	283,600	313,300	322,000
46	193,900	285,100	315,100	323,800
47	195,800	286,600	316,700	325,800
48	197,600	288,000	318,300	327,700
49	199,400	289,400	319,800	329,600
50	201,200	290,800	321,100	331,500
51	203,100	292,300	322,400	333,200
52	204,900	293,600	323,700	335,100
53	206,700	294,900	324,900	337,000
54	208,500	296,300	326,000	338,500
55	210,500	297,800	327,100	340,000
56	212,300	299,200	328,200	341,500
57	214,100	300,500	329,200	342,900

14	144,900	232,200	257,200	261,500
15	146,000	234,100	259,200	263,600
16	147,000	236,000	261,100	265,700
17	148,300	237,900	263,200	267,700
18	149,600	239,800	265,300	269,800
19	150,800	241,800	267,400	271,900
20	152,100	243,800	269,400	273,900
21	153,400	245,700	271,300	275,900
22	155,100	247,400	273,400	278,000
23	156,700	249,200	275,500	280,200
24	158,400	251,000	277,500	282,200
25	160,000	252,800	279,600	284,200
26	161,600	254,600	281,700	286,500
27	163,200	256,500	283,700	288,700
28	164,700	258,300	285,700	290,900
29	166,300	260,100	287,800	293,200
30	167,900	261,800	289,700	295,300
31	169,500	263,600	291,700	297,400
32	171,100	265,500	293,800	299,400
33	172,600	267,200	295,800	301,500
34	174,200	268,900	297,700	303,700
35	175,900	270,700	299,600	305,800
36	177,500	272,500	301,600	307,900
37	179,200	274,200	303,500	309,900
38	180,900	275,900	305,300	312,000
39	182,800	277,600	307,100	314,100
40	184,600	279,300	308,900	316,200
41	186,500	281,100	310,900	318,200
42	188,200	282,700	312,600	320,200
43	190,000	284,300	314,400	322,300
44	191,800	285,900	316,100	324,400
45	193,600	287,400	317,700	326,400
46	195,400	288,900	319,300	328,300
47	197,400	290,400	321,000	330,300
48	199,300	291,900	322,600	332,200
49	201,200	293,300	324,200	334,100
50	203,000	294,800	325,600	336,000
51	204,900	296,300	326,900	337,800
52	206,800	297,700	328,200	339,700
53	208,700	299,100	329,500	341,600
54	210,500	300,500	330,600	343,200
55	212,500	302,000	331,800	344,800
56	214,300	303,400	332,900	346,300
57	216,300	304,800	333,800	347,700

		58	215,800	301,600	330,000	344,000			58	218,000	305,900	334,600	348,900
		59	217,500	302,700	330,800	345,300			59	219,800	307,000	335,400	350,200
		60	219,300	304,000	331,600	346,500			60	221,600	308,200	336,300	351,400
		61	221,000	305,300	332,500	347,700			61	223,400	309,500	337,200	352,600
		62	222,700	306,000	333,400	349,000			62	225,100	310,400	338,100	353,900
		63	224,500	306,800	334,200	350,100			63	226,900	311,300	338,900	355,100
		64	226,200	307,800	335,000	351,200			64	228,800	312,200	339,700	356,200
		65	227,900	308,800	335,700	352,400			65	230,500	313,100	340,400	357,400
		66	229,600	309,700	336,400	353,400			66	232,200	314,100	341,100	358,400
		67	231,400	310,600	337,200	354,500			67	234,000	315,000	341,900	359,500
		68	233,100	311,500	338,000	355,500			68	235,800	315,900	342,700	360,500
		69	234,800	312,300	338,600	356,400			69	237,500	316,700	343,400	361,400
		70	236,600	313,100	339,200	357,200			70	239,300	317,500	344,000	362,200
		71	238,200	313,800	339,800	358,000			71	241,000	318,300	344,600	363,000
		72	239,900	314,500	340,500	358,600			72	242,800	318,900	345,300	363,700
		73	241,600	315,100	341,100	359,400			73	244,500	319,500	345,900	364,400
		74	243,200	315,600	341,700	360,100			74	246,100	320,000	346,500	365,100
	再任用職員以外の職員	75	244,900	316,200	342,300	360,800		再任用職員以外の職員	75	247,800	320,600	347,200	365,800
		76	246,500	316,600	342,900	361,400			76	249,500	321,100	347,800	366,500
		77	248,000	317,100	343,700	362,200			77	251,100	321,600	348,400	367,300
		78	249,600	317,600	344,200	362,800			78	252,800	322,100	349,000	367,900
		79	251,200	318,100	344,600	363,400			79	254,300	322,600	349,600	368,500
		80	252,800	318,600	345,200	363,900			80	256,000	323,100	350,200	369,000
		81	254,500	319,200	345,800	364,400			81	257,700	323,700	350,700	369,500
		82	256,100	319,600	346,300	365,000			82	259,400	324,200	351,200	370,100
		83	257,700	320,000	346,800	365,500			83	261,000	324,600	351,700	370,700
		84	259,200	320,500	347,400	366,000			84	262,600	325,100	352,300	371,200
		85	260,800	321,000	347,900	366,600			85	264,200	325,500	352,800	371,700
		86	262,400	321,400	348,300	367,100			86	265,900	325,900	353,200	372,300
		87	264,100	321,700	348,800	367,700			87	267,600	326,300	353,700	372,900
		88	265,600	322,100	349,300	368,300			88	269,100	326,700	354,200	373,500
		89	267,100	322,600	349,900	368,800			89	270,600	327,100	354,800	374,000
		90	268,600	322,900	350,300	369,300			90	272,100	327,500	355,300	374,500
		91	270,100	323,300	350,800	369,800			91	273,700	327,900	355,800	375,000
		92	271,600	323,800	351,200	370,200			92	275,300	328,400	356,200	375,500
		93	273,000	324,100	351,800	370,800			93	276,700	328,700	356,700	376,100
		94	274,200	324,500	352,300	371,300			94	277,900	329,100	357,300	376,600
		95	275,400	324,900	352,800	371,800			95	279,100	329,500	357,800	377,100
		96	276,500	325,300	353,300	372,300			96	280,300	329,900	358,300	377,600
		97	277,700	325,600	353,800	372,800			97	281,600	330,200	358,800	378,100
		98	278,900	325,900	354,300	373,400			98	282,800	330,600	359,300	378,600
		99	280,100	326,200	354,700	373,800			99	284,000	330,900	359,800	379,100
		100	281,300	326,500	355,200	374,300			100	285,200	331,200	360,300	379,600
		101	282,500	326,900	355,800	374,900			101	286,500	331,500	360,700	380,200

102	283,400	327,200	356,200	375,400
103	284,400	327,500	356,600	375,900
104	285,300	327,900	357,200	376,400
105	286,300	328,200	357,600	376,900
106	287,100	328,600	358,100	377,300
107	288,000	328,900	358,600	377,700
108	288,900	329,200	359,100	378,200
109	289,700	329,600	359,500	378,600
110	290,500	329,900	359,800	379,100
111	291,300	330,200	360,200	379,600
112	292,100	330,500	360,500	380,000
113	292,900	330,800	360,800	380,400
114	293,400	331,100	361,100	380,800
115	293,800	331,400	361,400	381,200
116	294,300	331,700	361,700	381,700
117	294,700	332,000	362,000	382,100
118	295,200	332,300	362,300	382,500
119	295,700	332,600	362,500	382,900
120	296,200	332,900	362,800	383,200
121	296,600	333,200	363,200	383,600
122	297,000	333,400	363,600	
123	297,400	333,600	364,000	
124	297,800	333,800	364,400	
125	298,400	334,000	364,800	
126	298,800	334,200	365,200	
127	299,200	334,400	365,600	
128	299,600	334,600	366,000	
129	299,900	334,800	366,400	
130	300,200	335,000	366,800	
131	300,600	335,200	367,200	
132	300,900	335,400	367,600	
133	301,300	335,600	368,000	
134	301,600	335,700	368,400	
135	302,000	335,800	368,800	
136	302,300	335,900	369,200	
137	302,700	336,000	369,600	
138	303,000	336,100	370,000	
139	303,400	336,200	370,400	
140	303,800	336,300	370,800	
141	304,100	336,400	371,200	
142	304,500	336,500	371,600	
143	304,800	336,600	372,000	
144	305,100	336,700	372,400	
145	305,400	336,800	372,800	

102	287,500	331,900	361,200	380,700
103	288,400	332,200	361,800	381,200
104	289,400	332,600	362,300	381,700
105	290,300	332,900	362,700	382,200
106	291,200	333,300	363,100	382,600
107	292,100	333,600	363,700	383,100
108	293,000	333,900	364,200	383,700
109	293,800	334,200	364,500	384,100
110	294,600	334,500	364,900	384,500
111	295,400	334,800	365,200	384,900
112	296,200	335,100	365,600	385,300
113	297,000	335,400	365,800	385,800
114	297,500	335,700	366,100	386,200
115	298,000	336,000	366,400	386,700
116	298,500	336,300	366,800	387,100
117	298,900	336,600	367,100	387,400
118	299,400	336,900	367,400	387,800
119	299,900	337,200	367,700	388,300
120	300,400	337,500	368,100	388,600
121	300,800	337,800	368,300	389,000
122	301,200	338,000	368,700	
123	301,600	338,200	369,100	
124	302,000	338,400	369,500	
125	302,600	338,600	369,900	
126	303,000	338,800	370,300	
127	303,400	339,000	370,700	
128	303,800	339,200	371,100	
129	304,200	339,400	371,500	
130	304,500	339,600	371,900	
131	304,800	339,800	372,300	
132	305,200	340,000	372,600	
133	305,600	340,200	373,000	
134	305,900	340,300	373,400	
135	306,300	340,400	373,800	
136	306,600	340,500	374,200	
137	307,000	340,600	374,600	
138	307,300	340,700	375,000	
139	307,700	340,800	375,400	
140	308,000	340,900	375,800	
141	308,400	341,000	376,200	
142	308,700	341,100	376,600	
143	309,100	341,200	377,000	
144	309,400	341,300	377,400	
145	309,800	341,400	377,800	

	146	305,700	336,900	373,200	
	147	306,000	337,000	373,600	
	148	306,300	337,100	374,000	
	149	306,600	337,200	374,400	
	150	306,900		374,800	
	151	307,200		375,200	
	152	307,500		375,600	
	153	307,800		376,000	
	154			376,300	
	155			376,600	
	156			376,900	
	157			377,200	
再任用職員		211,100	226,000	247,300	279,200

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第４　〔別紙のとおり〕
別表第５　〔別紙のとおり〕

	146	310,100	341,500		
	147	310,400	341,600		
	148	310,700	341,700		
	149	311,000	341,800		
	150	311,300			
	151	311,600			
	152	311,900			
	153	312,200			
再任用職員		211,500	226,400	247,700	279,700

備考　〔同左〕

別表第４　〔別紙のとおり〕
別表第５　〔別紙のとおり〕

第２条による一部改正（職員の給与に関する条例）

改　正　案	第１条による改正後
（期末手当） 第２６条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用に	〔同左〕 第２６条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１５、６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用に

ついては、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６５」とする。	ついては、同項中「１００分の１５」とあるのは「１００分の５」と、「６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の８０」と、「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。
４・５　〔略〕	４・５　〔略〕
（勤勉手当）	〔同左〕
第２７条　〔略〕	第２７条　〔略〕
２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の７０（第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては、１００分の９０）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０を乗じて得た額（第１０条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては、１００分の９５を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７０」とあるのは「１００分の３５」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の４５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０」とあるのは「１００分の３７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」とする。
４～６　〔略〕	４～６　〔略〕

付　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第８項の規定　公布の日

⑵　第１条中付則第９項、別表第１、別表第２、別表第４及び別表第５の改正規定並びに次項から付則第５項までの規定　平成２２年１月１日

⑶　第２条の規定並びに付則第６項及び第７項の規定　平成２２年４月１日

（施行日前の異動者の号給の調整）

２　前項第２号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成２２年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成２２年３月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第３に掲げる医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除き、改正後の条例第２６条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第７号）第４条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　平成２１年４月１日（同月２日から平成２２年３月１日までの間に新たに職員となった者（平成２１年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（改正後の条例第１３条の２第２項に規定する墨田区規則で定める額を除く。）、特地勤務手当及び寒冷地手当の月額の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

⑵　平成２１年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額

⑶　平成２１年１２月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額

４　平成２１年４月１日から平成２２年３月１日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

５　前２項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成２２年３月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（行政職給料表（二）の適用を受ける職員に係る号給の切替え）

６　改正後の条例別表第２に掲げる行政職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、平成２２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年墨田区条例第５１号）付則第２項及び第３項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けていたものの切替日における号給は、人事委員会が定める。

７　前項に定めるもののほか、改正後の条例別表第２に掲げる行政職給料表（二）の適用を受ける職員のうち人事委員会が定めるものについて、同項の規定により号給を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、号給を定める。

（委任）

８　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。